

1 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D等級以上」で契約担当官等から指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
申請中である場合はその旨が証明できる提出することができる者。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 落札の決定方法：単価決定（単価は消費税抜きとする）

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

3 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「（予定数量－納入済数量）×単価」の総額（税込）、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額（税込）の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者及び押印が判明し難いもの。
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 見本提出により合格判定を受けていないものの入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

5 契約書の作成：落札決定後速やかに、契約書を作成します。

6 契約の成立時期：契約書に双方が記名押印したときとする。

7 その他

- (1) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札執行前までに資格審査結果通知書の写を提出し、入札書を受領すること。
- (3) 同等品での参加希望者は入札前日（土日祝日を除く）までに同等品判定依頼書を契約班担当まで提出すること。
- (4) 遠方等の理由により直接入札に参加できない場合には、入札日前日（土日祝日を除く）までに必着するように郵送し下記担当者に連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。初度入札に郵送等が含まれてない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
- (4) 見本品提出期間は4年11月15日12時までとする。
- (5) 公告の掲示場所：陸上自衛隊玖珠駐屯地、西部方面隊ホームページ

8 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊玖珠駐屯地 第404会計隊玖珠派遣隊 契約班 担当 吉田

TEL 0973-72-1116(内線)351 FAX 0973-72-1116(直通)